【様式５】

令和　年　　月　　日

誓　　約　　書

　学校法人東北公益文科大学

　　理事長　新田　嘉一　殿

所　在　地

会社・団体名

代表者職氏名

　公立大学法人東北公益文科大学の主要取引金融機関選定に係るプロポーザルに参加するに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約します。

（１）地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第４３条第２号に規定する総務省令で定める金融機関（銀行、信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用金庫及び信金中央金庫、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫）であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する入札参加資格制限を受けていないものであること。

（３）国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）第２１条に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法（平成14年法律第154号）第１７条に基づく更生手続開始の申立を行っている者（更生手続開始または更生開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

（５）次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア　役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ　個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第９条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

（６）酒田市内に本店または支店を有すること。

（７）ファームバンキングシステムを展開し、全国銀行協会の提供する通信網(全国銀行データ通信システム)を利用して他の金融機関への振込、口座振替ができること。